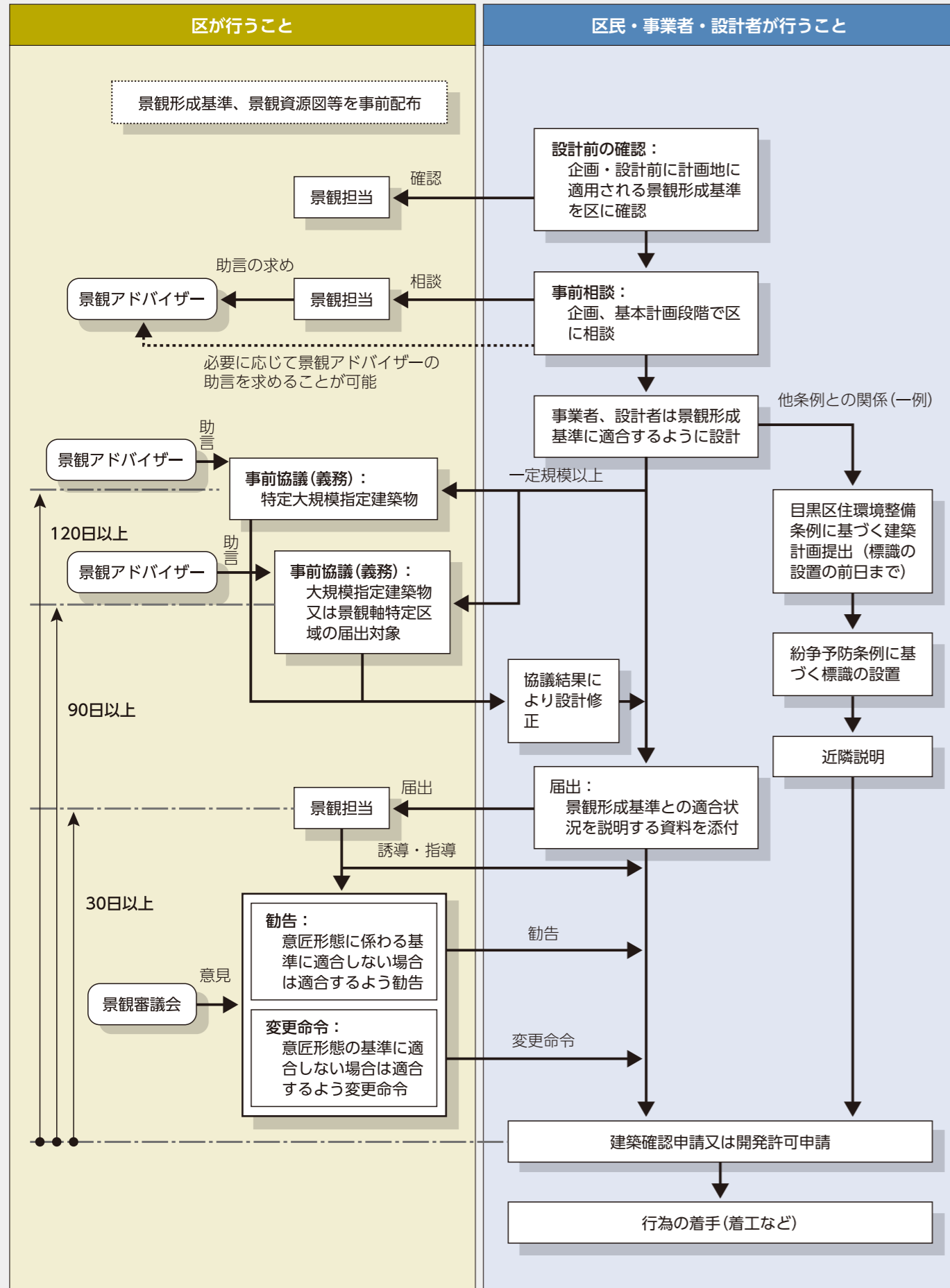


(5) 届出等の手続きの流れ



5 色彩に関する景観基準

(1) 基本的な考え方

建築物等の色彩については、住宅地、住工混在地・商業地、特定区域ごとにマンセル表色系による色彩基準を定め、色相ごとに使用可能な色の明度と彩度の範囲を示します。

住宅地が主体となっている区の市街地特性を踏まえて、落ち着いた色彩の誘導を図ります。原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木の緑、土や石などの自然の色となじむ暖色系で低彩度の色を基本とします。

特定区域(目黒川沿川、山手通り沿道、目黒通り沿道)については、それぞれの地域特性にふさわしい色彩を誘導します。

(2) 配色割合

ア. 外壁基本色……外壁の4/5は、基本色の基準に適合した色彩を用いることとします。

イ. 外壁強調色……外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5まで、強調色の基準に適合した色彩を用いることを可能とします。

ウ. アクセント色……外壁各面の1/20まで、色彩基準で示した明度、彩度の範囲外の色彩を用いることを可能とします。
ただし、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の1/5以内とします。

エ. 屋根色……勾配屋根を設ける場合は、屋根色の基準に適合した色彩を用いることとします。ただし、陸屋根には屋根色の基準は適用しません。

(3) 色彩基準

ア. 住宅地の使用可能色

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	3以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	5以下
強調色	0R~4.9YR	8.5以上の場合	2以下
		その他	4以上8.5未満の場合
屋根色	0R~4.9YR	8.5以上の場合	1以下
		その他	4以下
	5.0YR~5.0Y	その他	2以下

なお、極端な、ストライプの塗装パターン、スポット状(水玉状)の塗装パターン、不規則な塗装パターン(迷彩色等)の使用は禁止します。

イ. 住工混在地・商業地の使用可能色

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
強調色	0R~4.9YR	8.5以上の場合	2以下
		その他	4以上8.5未満の場合
屋根色	0R~4.9YR	8.5以上の場合	1以下
		その他	4以下
	5.0YR~5.0Y	その他	2以下

ウ. 特定区域(目黒川沿川景観軸特定区域)の使用可能色

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	4以下
強調色	0R~5.0Y	8.5以上の場合	2以下
		その他	4以上の場合
屋根色	0R~5.0Y	8.5以上の場合	6以下
		その他	2以下
	5.0YR~5.0Y	その他	4以下

6 「届出・事前協議」に必要な書類等

工. 特定区域（山手通り沿道景観軸特定区域）の使用可能色

《低層部》（高さ10m以下の部分）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	3以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	3以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	3以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

《中高層部》（高さ10mを超える部分）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	5以上8.5未満の場合	3以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	5以上8.5未満の場合	5以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	5以上8.5未満の場合	1.5以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

オ. 特定区域（目黒通り沿道景観軸特定区域）の使用可能色

《低層部》

共通（高さ10m以下の部分）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	2以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	2以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	2以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

《中高層部》

住宅地（高さ10mを超える部分）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	3以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	5以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	1.5以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

住工混在地・商業地（高さ10mを超える部分）

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

(1) 届出及び事前協議に必要な書類等

※届出は以下の1～8を、事前協議は以下の1～9の書類一式を提出してください。

1	<p>景観計画区域内における行為の届出書</p> <p>又は</p> <p>事前協議書</p>	<p>◇様式：届出書 第1号様式 事前協議書 第8号様式</p> <p>◇様式は、区の窓口で配布しています。また、区のホームページでもダウンロードできます。</p>
2	案内図	<p>◇方位・目標物（駅・道路等の公共物）・計画敷地の位置を表記したものとします。</p> <p>◇縮尺は、2,500分の1以上を基本とします。</p>
3	写真	<p>◇写真は、当該敷地及び当該敷地の周辺の状況が確認できるものとします。</p> <p>◇図面に、写真の撮影位置及び方向を示すこととします。</p>
4	配置平面図	<p>◇当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示し、植栽、外構計画がわかる図面で、縮尺は100分の1以上を基本とします。</p> <p>◇敷地内だけでなく、周辺の建物の位置等が分かるように記載します。</p>
5	主要な階の平面図	<p>◇建築物の主要な階（基準階）の平面図で、縮尺は100分の1以上を基本とします。</p>
6	立面図	<p>◇建築物若しくは工作物のすべての外壁面に色彩が施された立面図（当該建築物又は工作物の外観のマンセル値を表示したもの）で、縮尺は50分の1を基本とします。</p>
7	景観形成基準に対する措置状況説明書	<p>◇様式は、区の窓口で配布しています。また、区のホームページでもダウンロードできます。</p> <p>◇建築物若しくは工作物に係る景観形成基準の該当欄に対応策を記載します。</p> <p>◇該当しない項目欄には、その理由（なし等）を記載します。</p>
8	外部仕上使用色一覧表	<p>◇様式は、区の窓口で配布しています。また、区のホームページでもダウンロードできます。</p> <p>◇建築物等の外部仕上色等について記載します。（色見本も添付します。）</p>
9	その他、景観計画に必要な図書及び書類	<p>◇事前協議書には、外観透視図若しくは模型・工程表を添付します。</p>

※図面の縮尺が上記と異なる場合には、ご相談ください。

(2) 届出及び事前協議に必要な書類の提出部数

対象建築物等	書類	提出部数
届出のみ対象建築物等	届出書	2部 [正・副]
事前協議対象建築物等	事前協議書	6部 [正・副 (写し4部)]
	届出書	2部 [正・副]

◎届出書等提出先 都市整備部 都市整備課 開発係

◎お問い合わせ先
 ・届出関係について 都市整備部都市整備課開発係 Tel 03-5722-9715
 ・景観計画の内容について 都市整備部都市計画課都市計画係 Tel 03-5722-9726

◎目黒区ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区景観計画 届出の手引き
 平成24年4月1日発行
 主要印刷物番号
 23-35号